

## 大阪広域水道企業団議会議員定数等調査委員会に関する規程

平成 25 年 5 月 24 日大阪広域水道企業団議会規程第 1 号

## 大阪広域水道企業団議会議員定数等調査委員会に関する規程

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪広域水道企業団議会会議規則（平成 23 年大阪広域水道企業団議会規則第 1 号）第 116 条第 2 項の規定に基づき、大阪広域水道企業団議会議員定数等調査委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

## (協議又は調整に関する事項)

第 2 条 委員会は、企業団の議会の議員の定数やその配分のあり方等について調査、検討、協議を行う。

## (委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長は議長の職にある者を、副委員長は副議長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 3 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

## (議事整理及び秩序保持)

第 4 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

## (招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から、協議又は調整すべき事件を示して招集の要求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

## (定足数)

第 6 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

## (委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## (傍聴の取扱い)

第 8 条 傍聴人については、委員長が会議に諮って決める。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人を退場させることができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴の取扱いは、大阪広域水道企業団議会傍聴規則（平成23年大阪広域水道企業団議会規則第2号）に準じて行う。

（記録）

第9条 委員長は、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を議会事務局職員に作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会で協議して別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。